

## 第 3 8

### 休止中の地下埋設配管の漏れの点検延長申請

規則第 6 2 条の 5 の 3 第 2 項ただし書き及び市規則第 1 6 条の 4 に定めるもののほか、休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間の延長の申請に必要な事項は、次のとおりとする。

#### 1. 申請方法

一の製造所等毎に申請すること。

#### 2. 申請書記載要領

申請書の記載要領は第 2 編（P 7 2）を参照すること。

提出部数は、2 部とすること。

#### 3. 添付図書

規則第 6 2 条の 5 の 2 第 3 項に規定するその他の参考となるべき事項を記載した書類は、次のとおりとする。ただし、休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請書と同時に申請する場合は、重複する図書を省略することができる。

(1) 休止しようとする地下埋設配管の配置図

(3) 危険物が清掃等により完全に除去されていることが確認できる書類

例：危険物を除去する作業の手順書及び当該作業の実施状況を写した写真

(4) 危険物又は可燃性の蒸気が流入するおそれのある注入口又は配管に閉止板を設置する等、誤って危険物が流入するおそれがないようにするための措置が確認できる書類

例：○閉止フランジを設置する場合は、その位置を示した配管図及び閉止フランジの設置状況を写した写真

○配管を切り離す場合は、その位置を示した配管図及び配管を切り離した状況を写した写真

#### 4. 留意事項

(1) 申請書の「期間延長後の漏れの点検予定期日」の欄に記載された期日を超えて、引き続き地下埋設配管における危険物の貯蔵及び取扱いを休止し、漏れの点検延長の承認を受けようとする場合は、再度申請する必要があること。

(2) 休止中の地下埋設配管を再使用する場合は、危険物製造所等休止・再使用届出書により届け出ること。（第 4 4 参照）なお、漏れの点検期間が延長されている場合については、再使用する日の前日までに漏れの点検を実施すること。

(3) その他の運用等においては、危険物規制審査基準 第 4 編 別記 2 8 「既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策等に係る運用について」及び危険物申請等事務手続基準 第 3 編事務処理マニュアル 第 9 章「既設の地下貯蔵タンク流出防止対策関係」によること。